# 「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました

「介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)」とは、65歳以上のすべての人を対象とした、岡崎市が行う介護予防事業です。

これまで、要支援者のデイサービス(介護予防 通所介護)やホームヘルプサービス(介護予防訪 問介護)は、全国一律の基準により提供してきま したが、総合事業へ移行することで、これまでと 同様のサービスに加え、今後岡崎市が行う多様な サービスを提供していくようになります。

また、サービスを利用するだけではなく高齢の 方もボランティア等の担い手側として従事してい

ただくことも想定しており、生きがい創出や社会参加を目指します。

総合事業では、1 「介護予防・生活支援サービス事業」と2 「一般介護予防事業」があり、 皆さまの介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。

#### 総合事業を利用できる方

#### 1 介護予防・生活支援サービス事業 (ディサービス、ホームヘルプサービス)

要支援1・2の認定のある方、基本チェックリストを実施し、事業対象者となった方が利用できます。介護認定申請の手続きには訪問調査等行う必要がありますが、基本チェックリストを 実施し、事業対象者となれば迅速にサービスを利用することが可能です。

## 2 一般介護予防事業

65 歳以上の全ての方が利用できます。『介護予防教室や地域での介護予防活動』を通じて自立した生活の維持を目指します。

総合事業については、担当のケアマネジャー、

· 3. of . H · 4 · 6. H · 3. of .

もしくは担当の地域包括支援センターにご相談ください。



## 総合事業の利用までの流れ

お住まいの地区の地域包括支援センター または担当のケアマネジャーに利用したい サービスや状況を相談





第2号被保険者(40歳から64歳まで)がサービスを利用する場合は従来通り介護認定が必要です

デイサービス・ホームヘルプサービス以外の 通所リハビリや福祉用具等のサービスが必要な方

総合事業のサービスのみが必要な方

25 項目の質問等で 日常生活や心身の状態を 確認します

### 要介護・要支援認定申請

### 基本チェックリストを実施



非該当





要支援1・2



チェックリスト該当者



非該当



介護予防 サービス計画作成



介護サービス が利用できます 介護予防 サービス が利用できます

#### 介護予防ケアマネジメント実施

地域包括支援センターの職員等と話し合いをして、 ケアプランを作成します 希望するサービスが使えない場合もあります



介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス(ホームヘルプサービス) (予防専門型、生活支援型など) 通所型サービス(デイサービス) (予防専門型、短期強化型)



### 一般介護予防事業

65 歳以上のすべての方が利用できます

岡崎市役所 福祉部 介護保険課
TEL 23-6683 FAX 23-6520
〒444-8601 岡崎市十王町 2 丁目 9 番地



総

合

事

業